

群馬県農地集約化促進事業配分基準

制 定 令和元年 7 月 2 4 日

改 正 令和 8 年 4 月 8 日

群馬県農政部農業構造政策課

農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成 26 年 2 月 6 日付け 25 経営第 3139 号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）別記 2 の第 9 の 3 の規定に基づく、支援金の配分基準を以下のとおり定める。

1 基本方針

担い手への農地集積・集約化の促進及び担い手の経営の維持・発展を支援することを目的とし、群馬県農地中間管理事業の推進に関する基本方針の達成に資するよう、本事業を積極的に活用する。

群馬県農地中間管理事業の推進に関する基本方針（令和 6 年 4 月制定）

※基本方針から抜粋・要約して掲載

- ・令和 15 年度末までに、新たに 10,000ha を担い手に集積し、農地の集積率を 66%まで引き上げる。
- ・効率的かつ安定的な農業経営を営む者（担い手）に、農地中間管理機構等を活用して農地の集積・集約化を加速する。

※担い手とは、①認定農業者、②認定新規就農者、③基本構想水準到達者及び④集落営農経営をいう。

2 事業実施の考え方

国から配分された予算の範囲内で配分順位の高い地域から優先して農地集約化促進事業の支援金を交付するため、優先順位については以下のとおりとし、支援金の交付単価は国が示している全国一律の交付単価とする。

（1）優先順位

本事業は、地域の話合いや農地の集約化に重点を置いた事業の推進を図るため、優先順位は、①地域集約化実現タイプ（中山間地域）、②地域集約化実現タイプ（一般地域）、③集約化加速タイプ（基本タイプ及び大規模集約タイプ）、④集約化加速タイプ（誘致団地創出タイプ）の順とする。

なお、地域集約化実現タイプについては、農地中間管理機構の活用率が高い地域を優先する。

(2) 交付要件、交付単価及び交付額

優先 順位	タイプ	交付要件、交付単価及び交付額
1	地域集約化実現 タイプ	ア 交付要件 要綱別記2の第5の3の(2)のアのとおり イ 交付単価 要綱別記2の第5の3の(2)のイのとおり ウ 交付額 要綱別記2の第5の3の(3)のとおり
2	集約化加速タイ プ(基本タイプ及 び大規模集約タ イプ)	ア 交付要件 要綱別記2の第5の1の(3)のアのとおり イ 交付単価 要綱別記2の第5の1の(3)のイのとおり ウ 交付額 要綱別記2の第5の1の(4)のとおり
3	集約化加速タイ プ(誘致団地創出 タイプ)	ア 交付要件 要綱別記2の第5の2の(2)のアのとおり イ 交付単価 要綱別記2の第5の2の(2)のイのとおり ウ 交付額 要綱別記2の第5の2の(3)のとおり

(3) その他

上記の優先順位に基づき支援金を交付することから、交付要件を満たした地域であっても優先順位が低い地域は、支援金の交付を受けることができない場合がある。